

る都条例改正に伴う単価改定分、また先ほど国庫負担金で御説明いたしました児童福祉にかかわる都の負担分でございます。また、衛生費都負担金といたしまして予防接種費負担金六万円の減額補正が含まれておりますが、これは交付税に今回算入されたためでございます。次に、都補助金として二百五十二万五千円の追加補正でございますが、民生費都補助金として児童福祉費の入院助産措置対象件数の増と、生活保護の被生活保護世帯特別見舞金単価改定、並びに支給世帯の増に伴う補助金、それから市道整備に伴う、新たに舗装、補修事業が認められたことによる事業費補助分の追加でございます。

次に、財産収入でございますが、これは昭和四十九年に消費生活の一環として都から消費者情報用テレックス直通電話が設置され、都への物価調査報告、また他市との情報交換等に使用してまいりましたが、当初の目的も達成され、情報交換等の廃止等から、都の了解のもとに今回、これを処分しようとするもので、債券利子分七万九千円、有価証券売却収入分として十一万九千円の追加補正をしようとするものでございます。

次に繰越金の八千七百五十四万二千円の追加補正でございますが、これは五十六年度決算の繰越金の見通しが立たないことから追加補正するものでございます。したがって五十六年度繰越総額は、一億三千七百五十四万二千八百七十三円と相なる次第でございます。

次に、諸収入につきましては、三十八万五千円の追加補正でございますが、これは前年度の生活保護法に基づく保護費都負担金、及び付添看護事業都補助金の精算による過年度収入でございます。

次に、市債につきましては三百八十九万円の減額補正でございますが、先ほど国庫支出金の中で御説明申し上げましたとおり、教育費国庫補助金として市立第五小学校増築第四期事業にかかわる起債充当分の減額でございます。

以上、歳入補正総額一億六千七百七十六万二千円を追加し、歳入総額百七億六千八百八十九万九千円と相なる次第でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

三ページをお開きいただきたいと思います。

まず議会費におきまして二百四十五万三千円の追加補正でございますが、これは議員並びに職員の六ヶ月期支給によります期末勤勉手当の補正でございます。

次に、総務費につきましては、千六百九十万六千円の追加補正でございます。総務管理費におきまして、千五万四千円の補正で、これは職員の期末勤勉手当五百八十四万九千円と、今般、南田園三丁目に町会が発足されたことにより行政事務連絡員の委嘱に伴う報酬十万九千円、それから町内会館の改修及び排水設備改修工事として本町会館、中福生会館、永田クラブへの補助金三百九十八万八千円、それと用品調達基金の五十六年度決算における用品在庫、並びに単価改定等による評価損が生じたために繰出金として九万八千円となっております。次に、徴税費でございますが、五百四十九万九千円の追加補正でございます。これは職員の期末勤勉手当の二百四十九万九千円と、五十六年度における税の過誤納金に対する還付金三百万円が含まれております。次に、戸籍住民基本台帳費、次の選挙費、統計調査費、監査委員費、いずれもこれは職員の期末勤勉手当の補正となっております。以上が

総務費の補正でございます。

次に、民生費の補正でございますが、三千五百万六千円の追加補正でございますが、まず社会福祉費において二千九百三十五万九千円の追加であります。主なものは、国民健康保険特別会計への繰出金でありまして、先ほど御提案しております国保事業運営上による財源補てんとして二千七百円の追加繰出をしようとするものでございます。その他は、先ほど歳入で、また先に御提案し

ております福祉関連手当条例一部改正に伴う身体障害者福祉手当金、精神薄弱者福祉手当金、老人福祉手当金の差額分の精神薄弱者福祉費、老人福祉費の五十六年度対象人員減による国及び都の負担金精算による返還金、それと職員の期末勤勉手当の差額となっております。次に児童福祉費におきまして四百四十九万七千円の追加補正でございますが、これも先ほど歳入関連で申し上げましたとおり、今回の条例一部改正に伴う児童育成手当、それから入院助産件数増による経費の増加、母子寮入所措置に対する対象者増による委託料がそれぞれ増加になっております。その他につきましては、期末勤勉手当の追加補正でございます。次に、生活保護費

の百十六万四千でございますが、職員の期末手当の補正と被保護世帯特別見舞金の支給世帯の増と、単価改定による差額分が含まれ、それと保護費の国庫負担金五十六年度対象経費減による精算金の返還金、四十五万五千円等でございます。

次に、衛生費につきましては、八千八百九十八万七千円の追加補正でございますが、まず保健衛生費におきまして九千四百八千円の追加で、これは職員の期末勤勉手当の補正と予防費において結核検診の対象児童生徒数の増による医師への報酬、並びに介助者賃金の追加補正でございます。次の清掃費におきましては八千八百三十九千円の追加補正でございますが、先ほど歳入で御説明申し上げましたとおり、普通交付税の確定によりまして、当中が受け入れられます西多摩衛生組合事業に対する交付税の配分金の歳出が八千七百十五万四千円、それと職員の期末勤勉手当の追加補正となっております。次に、労働費の失業対策費、その次の農林水産業費、農業費の追加補正は、いずれも職員の期末勤勉手当の補正となっております。次に、商工費につきましては、五十三万四千円の追加補正でございますが、これは

職員の期末勤勉手当と商業用装飾灯修理として栄通り商栄会への補助金の三十九万円の追加補正と相なっております次第でございます。

次に、土木費につきましては、千四百六万四千円の追加補正でございますが、まず道路河川橋りょう費におきまして八百九十三万円の追加補正であります。歳入で御説明いたしました、東京都の補助対象事業として、新たに補修工事が認められたことによる工事費の計上分七百七十五万七千円と、他は職員の期末勤勉手当の追加補正でございます。次の都市計画費百四十四万六千円の追加補正でございますが、主なものには職員の期末勤勉手当の追加でございます。今回、先に御案内の多摩地域都市モノレール等建設促進協議会の加盟負担金としての四万円の追加も含まれております。住宅費における八万五千円の追加補正は職員の期末勤勉手当でございます。

次に、消防費につきましては、五百六十五万九千円の追加補正でありまして、消防事務都委託費の決定したとに基づく追加分でございますが、これで五十七年度の消防事務都委託費の総額は、二億九千三百七十三万九千円と相なっております。

次に、教育費につきまして御説明申し上げます。教育費につきましては七百九十万円の追加補正であります。まず教育総務費にしまして、育英資金の補助対象者が二名増加になりましたので、それに伴いまして補助金十四万四千円と職員の期末勤勉手当の追加補正となっております。次に小学校費の百十万四千円と、中学校費、学校給食費、それから社会教育費、保健体育費、いずれも職員の期末勤勉手当の追加補正でございます。次に、予備費につきましては六百五十二万六千円の減額補正でございますが、これは歳入歳出の財源調整のための予備費総額を一億三千三百二十六万八千円としようとするものです。

以上、歳出追加補正額は歳入と同様一億六千七百七十六万二千円、歳出総額百七億六千八百九十九万九千円と相なる次第でございます。

次に、五ページをお開きいただきたいと思います。

先ほど総則で申し上げましたとおり地方債の補正でございますが、先ほど歳入で申し上げました市立第五小学校増築事業と、当初国庫補助を仰ぐ、さらに本起債を充当しようと計画しておりましたが、児童数の減に

よりまして、補助対象資格が面積に達しないことから市債の減額としようとするものでございます。

以上、はなはだ雑駁な説明でございますが、慎重審議の上、原案および御決定を賜いますようお願い申し上げます。説明にかえらせていただきます、たいと思っております。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十二番（貫井喜代次君） 幾つか質問いたします。

まずページの歳入の市税、前年度課税分が三千万ばかり追加されましたけれども、先ほどの説明で、これは所得の伸びたということですから、国保会計の国保条例の中で、非常に昨年はそういうものが減額になっていまして穴があいたというふうなことですけれども、これは昨年の話ですけれども、低成長と云ふ減額だと、マイナスだということが言われましたけれども、ここで前年度課税の所得割がこれだけ伸びたということですが、これに対して、最終の予算はどれくらいになるのか、これが一つ。

それから、交付税の後にして、一四ページで、これは意見の相違があるかと思うんですが、御承知のように、歳出については、政令でいろいろ項目が定められてそのようにしなければならぬ。しかし歳入については、特別「こうしろ」ということが規定がない、ということをも前提に考えまして、この生活保護費の負担金というもの、あるいは付添看護事業の都の補助金と、このものについて、諸収入の中の雑入としての過年度収入が適切かどうかというところが、何か頭にひっかかったので、これに対して回答をいたしたいと思っておりますが、理由があれと思えますけれども、とにかく都の負担金とか都の補助金というは、そういう項目を持つてゐるもの、なぜ雑入の過年度収入としてゐるのか。このようには、そういうものだったから、この関係の歳入の中に過年度分収入とすべきが、審議上も非常によろしいんじゃないかと……。一方においては、この都負担金の目の、民生費の負担金というところで審議し、それで今度はこの雑入までできて同じことを過年度分としてあれをすまうということ、これは、何か理由があるんだらうと思ひます。これは昨年等のあれを見ても、こういうふうになつてゐるようですけれども、これはどうも私は、歳出は動かす

ことはできませんけれども、歳入で法に基づく、政令で決められていない歳入は、自由に項目をつくれるということを前提におけば、こういうことは、ここに入れることにより、さう申しました都の負担金の中の方へ持つていて、過年度分とする方がよろしいんじゃないかと、こう思ひわけます。したがってそれには理由があるでしようから、その理由を説明をしていただきたいと思います、と思ひます。

それから、ソオ二つばかりあるんですけれども……。二七ページ、この多摩地区の都市モノレール等の建設促進協議会の負担金 四千万、これについては、内容の協議会のいままでの経過等について、何らまださういふ説明も受けておりません。金協におつても何におつても。したがって、これは計上するからには、現在までの発足からの経過をひとつ話していただきたいと思います、これが一つ。

それから二九ページの教育費の学校整備費の財源振替の問題は、歳入において、五小増築の補助金の減が五百十八万九千円、こうなつておりますけれども、それでは、ここで財源の内容を見ますと、地方債の三百八十万円、それで、その合計の八百九十八万九千円は一般財源から出すと、何かゆえに、こうした補助金が減額されて——何か理由があると思ひます——それで一般財源

から出なければならなかったのか、ならざるを得なくなつたというふうな理由があると思つたので、そうした理由をいふ説明をいたしたいという事です。

以上です。

○企画財政部長（生子国利君）

何点か御質問の点でございますが、私の方で財政関係としてわかる範囲のものはお答え申し上げたいと思つます。

まず最初の所得税の今後の見通しという事でござつますが、現在補正として三千二百二十万を補正したわけですが、非常に御承知のとおり、社会状況、市政等が非常に悪化してゐる現状でございますが、いまの現状から見まして樂觀を許さな、状態でございますが、今後、更正決定その他を見ても、まず四千万前後が最大限にならうといふふうに推測します。

それから、一四ページの諸収入の關係の雜入關係でございますが、歳入そのものにつきましては、確かに御指摘のとおり、これは地方公共団体で財源等の項目は、新たにいくる、ともできるといふことになつております。しかし、これらにつきましては、前回もそういう問題が起つてまして議員さんから御指摘のあった点もござつますが、今回その見解として都ともいろいろ相談したわけ

でございますが、それらについてしまして具体的に折衝に当たつた課長の方から答弁にさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○企画財政課長（岩崎好亮君）

たゞいまの生子部長の補足の意味で御説明申し上げますが、一四ページの過年度の収入について、生活保護費の都負担金、付添看護事業の都補助金でございますが、東京都等の話でも過年度収入のところにはやつた方がよろしいであらうと、こういうふうなことでござつます。

なお、前年度分の精算でございますので、これは特定財源でなくて一般財源扱いにしたらどうかと、こういうふうな御指導もいただいております。以上でございます。

○建設部長（内田和雄君）

多摩地区の都市モノレール等建設促進協議会の内容と経過でございますが、六月の定例会におきまして加盟を決めていただくまで、現在まで、七月の九日の午後二時から立川市におきまして設立總會を開催しております。そこで設立の趣旨、それからあと、役員員の選任、これは会長が立川市長でございます。副が八王子、武蔵村山、秋川市長で

でございます。それから規約、それからあと予算でございます。歳入では八十万三千円、この内容としては、市が四万四、それから町村が二万四というところでござります。そのような予算の審議等が、七月の九日に行われております。ここで次に幹事会がもう、間もなく開かれるような運びになっております。現状は、そのようなところでございます。以上でございます。

○教育次長（八木房雄君） お答え申し上げます。

二九ページの関係の、教育費の小学校費の四の学校整備費の五百十八万九千四の財源振替でござりますが、これにつきましては、当初予算の編成時点におきましては、慎重に児童数の推計をしておいたわけでござりますが、なまなま今年の三月までは、学級数については十六学級あったわけでござりますが、三月の末から四月に至りまして児童の転出が行われたわけでござりまして、その学級数が十六学級から十四学級に減少になったと。児童数もマイナス二十人減ったわけでござりまして、その内容につきましては、隣接町村への転出でござりまして、昭島市等に高層住宅ができておりますが、そこに行かれた方が大半でござりまして、そういうふうな関係でござりまして補助対象にならなくなつ

たと。言うならば、必要面積から保有面積を引いても差が出ないで補助対象にならなくなったというわけでござりまして、したがって、今回、減額をしてお願ひしようとするものでござりますが、内容につきましては特別教室でござりまして、PTA、学校からの強い要望もござりまして、あそこ、学校だけに図書室がなければいけません。ぜひつくらせてほしいという要望もありますので今回お願ひしたわけでござります。よろしくどうぞお願ひいたします。

○三十二番（貫井喜代次君） いま一回お尋ねしますけれども、市税の三千万円の今回の補正で、今後の見通しは四千万円ぐらいいやなかというところで、これが五十六年度の最終は、しかし十七億二千二百万円ぐらいいであるが、今回の補正後の予算で十九億七千九百万円、さらに四千万円ぐらいいと言つても、もう二十億になるわけですが、どうもどうもまだ先ほどの議案が頭にいかなくて、であるならばというふうなことが、個々に関係は条例に波及しては非常に申しわけなんですけれども、どうもどうもはなりのようなことになりはしないかという懸念を持つので、これは先ほど付託されましたから、今後どういうふうな面につきても、私たち厚生委員会できくした点も、またいろいろ出ると思ふすけれども、どうも何か、こちらでは、

一般の市税の方の關係は、所得が伸びたから、その個人の所得割というものは伸びたんだと思ふすけれども、片方におつてはそれが減になると、いうことに對して、何か納得かでないようですけれども、これらについてはよろしいです。これはほかへ、個々の方へ波及すると困りますから。

そこで、それでは一四ページの雜入ですけれども、これは御承知のように、歳入で都の負担金の目の民生費の都負担金、節の生活保護費の都負担金というふうなことで、はつきり、いふうふうなものがあるんだから、これで都の方でよろしいんではなからうかと、いうことを、ここで特定財源でなからうと、いうことに對しては、どうも余りピンとこないですけれども、先ほど申し上げたように、法で定められてゐるなら、これはやむを得ないわけですから、歳入については、こゝろした項目を設けても一向に差し支えないので、先ほど申し上げて重複しますけれども、歳入の審議の上におつても、この都の負担金の中、の目で過年度収入というものを設けておいた方が、私は議会の審議の上からおつてもよろしいんではないかと、こゝろに思ふますが、今後の課題として検討を、ひとつさうにしていただくことを要望しておきます。

それから、二七ページの多摩地区の都市モノレール等の促進ですが、その説明で七月九日に設立總會があつて、役員を選出や、それからまた、規約だの予算だのというものをつくつたという、ことですから、この七月九日これだけです。そのほかには別に、動も合會も何もないのであるか。それで、この予算なり規約なりに対して、御承知のとおり、前回は、この前について、何か福生が入るということについては、七よと他の、もう路線を決定した図面の市町村を後押しすることにもなりかねないのではないかと、そう思うと、いうことを申し上げておきましたけれども、これに對してどのような内容的な規約や、予算に盛り込まれてゐる点に對して、わづか要図といふとも、そう、いふうな内容的なものがいま少しわかつたらお知らせ願うと同時に、これからいつごろ、また、その幹事会を開く予定であるという、ことですから、いふうな運動方針やその他に對することをやつて、いふうのか、七月の總會のときに、その話も出てゐると思ふので、それらをひとつ御説明をいただきたいと思ふ。教育費の關係はわかりました。特別教室という、ことであるので一般財源から、いふことで、児童数の減といふことでわかりました。

それらについては、いろいろ、財源の雑入の問題については、そういろいろに検討してもらいたい、ということ、一つだけ、モノレールについては、ただただ、さうだと思います。

○建設部長（内田和雄君） モノレール問題でございますが、会合は、先ほど申し上げました七月の九日に設立総会をしたのみでございます。今度は十月の十四日に幹事会が開かれる予定でございます。

規約等の内容でございますが、これは目的としては、多摩地区の都市モノレール等の建設を促進して南北交通等の機能強化を図る、というふうなことで、それから公共交通機関の不足を補う、ということ、それから自主的都市圏の確立を図ること、それから地域社会の開発及び住民福祉の向上を図る、というふうなことで、事業では、関係官公庁に対する陳情、請願、地元協力態勢の確立、その他必要な調査、研究、及び情報等、このようなことが規約等に盛り込まれ、あと役員の選出とか、いろいろございまして、

それから、予算の中では、先ほど申し上げましたように、市が四万円。これが

十七市にございまして六十八万円。町村が二万円、六町村十二万円。それから予算では預金利子として三千円組んで、歳入が八万三千円でございまして。歳出については、事務費として会議費六万九千円、消耗品費二万二千円、通信運搬費一万円、それから借上料二万六千円、これは会場、それから看板等でございます。それからモノレールに対する活動費として四十八万三千円、予備費として三千円、このような予算でございます。

会合については、今度は先ほど申し上げましたように、十月十四日にもう幹事会の開催が予定されております。以上でございます。

○二十二番（貫井喜代次君） いまの、私はなぜ予算などの内容を伺ったか、と申しますと、いま活動費が主たる予算の内容ですけれども、この活動という内容を知りませんでした。どういふふうな活動をこれからしていくのか、というのを、知りたかったのでお尋ねしたわけですけれども、これは、どういふふうな活動を具体的にしていくのか、ということがいろいろあると思っております。

○建設部長（内田和雄君） これからの活動は、諸官庁等に対する陳情、請願ではないかと思っております。それが主の活動になってくると思っております。以上

でございます。（「はい、打ち切ります」と呼ぶ者あり）

○二十三番（関米吉君）

ハページ、先ほど貫井議員からの質問があったわけですが、さっき生子部長は、この三千二百二十万の所得割を、伸びについては、特別徴収のために伸びたい」といふことを言われましたね。そこでお尋ねしますが、ならば普通徴収の方はどういふような現況にあるのか。特別徴収は御案内のとおり、ベースアップその他によりて名目的にも賃金が上がっていく。ですから当初に比べて伸びていくといふことは理解できるんですが、そういった給与所得者以外の普通徴収者に対しては、普通徴収の分はどういう現況にあるのかといふことをお尋ねします。

○企画財政部長（生子国利君）

先ほど御回答申し上げたのは、確かに特別徴収も含めての回答でございます。したがって普通徴収そのものについては、現在の状況では、昨年に対しまして所得そのものが減っております。仮に普通徴収のいまの状況では、五十六年度の普通徴収の税額から見まして五十六年度は六億一千七百万。五十七年度の普通徴収の現在の状況では約六億千万。したがって七百万の減額になります。それで、このカバーを何で

やられたかといふことがりますと、御承知のとおり譲渡所得が行われました。その

譲渡所得がここに入りましてカバーしているといふことでございまして、この譲渡所得が、そう持続するものでないといふふうに解釈しますと、それにしまして五十七年度については、昨年より普通徴収は落ち込んでいます。全般的には特別徴収が伸びておりますので相殺して、今後の見通しとして、先ほどの四千万程度はあるのではなかというふうに申し上げにわけです。

○二十三番（関米吉君）

やはり私も例の問題があるから、ちよつと、ここでもって一般会計の面で聞いておりますが、特別徴収と普通徴収の納税者の比率はどのぐらいなんでしょうか。

○税務課長（小野光朗君）

普通徴収が四二・七％、特別徴収がその残りといふことでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（末次陸男君）

以上で質疑を終わります。

○三番（加藤謹之助君）

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十二号については、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託されることを望みます。